

地図作成作業実施区域内における分筆等の登記申請について（お知らせ）

今般、江東区豊洲四丁目の一部及び五丁目の一部地区で実施している地図作成作業において、区域内に設置された公共基準点の検査を完了しました。

同検査終了後は、同作業地区における分筆登記申請及び地積更正登記申請に添付する地積測量図は、新設基準点を含む公共基準点を与点とした世界測地系に基づく座標値による面積計算を行った図面の提出をお願いいたします。

なお、同作業地区における、基準点網図、成果表及び点の記は、豊洲現地事務所及び東京法務局墨田出張所に常備しております。

おって、現地の測量に際しましては、現地事務所に相談の上、作業に着手するようお願いいたします。

東京法務局 地図作成作業 豊洲現地事務所
東京都中央区月島四丁目8番16号岩崎ビル2階
電話番号 03-3534-2682（担当：水落，伊藤）

東京法務局民事行政部不動産登記部門

地図作成作業現地事務所のご案内

H31.2

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、東京法務局は、江東区豊洲四丁目の一部及び五丁目の一部地区における地図作成作業において、現地事務所を開設いたしましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

ご用の方は、お気軽にお問い合わせください。

今後とも、地図作成作業につきまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記



【現地事務所】

東京法務局 地図作成作業 豊洲現地事務所

所 在 〒104-0052

東京都中央区月島四丁目8番16号 岩崎ビル2階

担 当 水落，伊藤

電 話 03-3534-2682

F A X 03-3534-2683

メー ル chizu03_tokyo_moj_bal@i.moj.go.jp

業務開始日 平成30年12月17日(月)

業務時間 午前8時30分～午後5時15分まで(土日祝日，年末年始は除く)

※東京メトロ有楽町線・都営大江戸線「月島」駅から徒歩約7分程度です。

当事務所は、駐車場がございませんので、お車でのご来所はご遠慮願います。